様式２

学校番号　3006
学 校 名　福岡市立生の松原特別支援学校
校 長 名　吉　竹　　雅　人
（生徒指導担当者　黒瀬　公彦）

令和５年度　生の松原特別支援学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

４月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、８月に学校いじめ防止委員会の取組内容改善、２月に次年度に向けて取組の反省・確認を行い、それらを踏まえて３月に次年度いじめ防止基本方針を作成する。

１　いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の４つのポイントをあげる。

（１）いじめ防止対策推進法の基本理念を遵守し、本校児童生徒の実態に応じた「いじめ防止基本方針」とする。
（２）「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という共通認識をもち、対応できる組織をめざす。
（３）児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめを未然に防止する環境をつくる。
（４）いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護を第一優先とした対応を心がける。

＜生の松原特別支援学校いじめゼロ宣言＞

・私たちは、悪口やかげぐちは絶対に言いません。暴力も絶対にしません。
・私たちはいじめを見て見ぬふりをしません。
・私たちは困ったときに、だれかに相談し解決します。
・私たちは思いやりと優しさを大切にし、みんなが楽しく通える学校を作ります。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（１）いじめを生まない教育活動の推進

○学校での生活において、いじめを生まない取組を推進する。
○生活単元学習等の教育活動や学校行事等において、児童生徒が「仲間」を意識し「仲間づくり」が行えるような取組を行う。
○児童生徒が安心できる「居場所づくり」を行う。
○児童生徒対象の「いじめに関するアンケート」の実施を進めていく。また、児童生徒の特性に応じた教育相談活動を随時実施する。
○毎月１０日を「ともだちの日」と設定し、教師が積極的に児童生徒に言葉かけを行い、相手を大切にする心や、自分を大事にする気持ちを育む。また、いじめの早期発見や早期対応を心がける。
○「いじめ防止委員会」を開催し、いじめ問題への組織的指導体制の構築・改善等に取り組み、推進する。
○児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるため、いじめの未然防止の取組を進めていく。

（２）地域・家庭、関係機関との積極的連携

○地域や社会に開かれた学校、いじめを作らない・隠さない体質をめざす。

○学校と保護者の連携は密に行い、日々の児童生徒の行動や変化について共有し、必要があればいつでも話し合いを行う。

○関連機関とも常に積極的に連携していく。

３　いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

（１）いじめ等に関する早期発見のための措置や相談体制の整備を行い、被害児童生徒の権利等を擁護し、相談体制の充実を図る。

（２）いじめ問題等に対する学校の取組充実のため、「いじめ対応マニュアル」(市教委作成)「いじめの早期発見・早期対応の手引き」(県教委作成)の活用の充実を図る。

４　いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

（１）いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を直ちに確保し、組織的に対応する。

（２）状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会（発達教育センター）に報告する。

（３）教育相談課等と連携し、被害児童生徒をはじめ、被害児童生徒の保護者や加害児童生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。

（４）被害児童生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

（５）加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。また、出席停止制度等の適切な運用及び組織的指導の徹底を図り、加害児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。

（６）学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援の活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。

（７）インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

（８）知的障がい特別支援学校の実情を考慮するとともに、児童生徒の特性を勘案しそれぞれの児童生徒に合わせた指導・対応を行う。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第 28 条関係）

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、知的障がい特別支援学校の特性を考慮するとともに、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

６　いじめ防止のための職員研修

（１）教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会・発達教育センターと連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。

（２）「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。

（３）知的障がい特別支援学校の特性を考慮し、本校の実態を考慮した適切な研修となるよう努力する。

（４）インターネット・携帯電話等におけるいじめに関する校内研修の実施に向けた計画を推進する。

７　その他（各取組のＰＤＣＡサイクル等について）

（１）学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては、保護者等地域の方や児童生徒の意見を取り入れ、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。

（２）学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページ等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

（３）学校いじめ防止基本方針に基づき、取組が適切に機能しているか、生徒指導委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

８　いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第 22 条関係）

（１）組織の名称・役割

〇名称　　生の松原特別支援学校生徒指導委員会

〇役割

・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
・いじめの相談、通報の窓口
・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
・学校における、いじめであるかどうかの判断
・関係のある児童生徒及びその周辺への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制
・対応方針の決定と保護者との連携等

（２）組織の構成

校長、教頭、教務担当主幹教諭または教務主任、学部主事、生徒指導担当主幹教諭又は生徒指導主事、生徒指導担当、（該当学年教諭）、ＰＴＡ会長、スクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

９　重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第 28 条関係）

（１）組織の名称と役割

〇名称　　生の松原特別支援学校生徒指導委員会

〇役割

・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
・いじめの相談・通報の窓口
・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
・学校における、いじめであるかどうかの判断
・関係のある児童生徒及びその周辺への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制
・対応方針の決定と保護者との連携等

（２）組織の構成

校長、教頭、教務担当主幹教諭または教務主任、学部主事、生徒指導担当主幹教諭又は生徒指導主事、生徒指導担当、（該当学年教諭）、ＰＴＡ会長、スクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

10　いじめ防止等の各取組の年間計画（Ｐ・Ｄ・Ｃ・Ａを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学部・学年集会 （ともだちの日） 教育相談	PD D D	生徒指導（いじめ防止）委員会	P	
5	宿泊学習・修学旅行に向けての仲間づくり （ともだちの日） 教育相談	PD D D	生徒指導（いじめ防止）委員会	P	
6	携帯電話・インターネット・情報モラル等に関する学習会 （ともだちの日） あおぞらアンケート、教育相談	D DC D	携帯電話・インターネット・情報モラル等に関する研修会 生徒指導（いじめ防止）委員会	D CA	
7	１学期の振り返り （ともだちの日） 教育相談	CA D D	生徒指導（いじめ防止）委員会 ・１学期取組の振り返り ・２学期取組の確認	CA P	
8					
9	運動会、スポーツ大会に向けての仲間づくり （ともだちの日） 教育相談	D PD D D			
10	（ともだちの日） 教育相談	D D			
11	ともだちの日 教育相談	D D			
12	２学期の振り返り ともだちの日 あおぞらアンケート、教育相談	CA D D	生徒指導（いじめ防止）委員会 ・２学期取組の振り返り ・３学期取組の確認	CA P	
1	ともだちの日 教育相談	D D			
2	１年間の振り返りと次年度に向けてのアンケート （次年度学校いじめ防止基本方針作成に反映） ともだちの日 あおぞらアンケート、教育相談	CA D D	生徒指導（いじめ防止）委員会 ・本年度取組の振り返り ・次年度取組の確認	CA P	
3	ともだちの日 教育相談	D D	・次年度学校いじめ防止基本方針作成	P	

毎月１０日は、「ともだちの日」として児童・生徒とのかかわりを深める。

※ いじめに関するアンケートを必要に応じて実施していく。

※ アンケート名：あおぞらアンケート

※ いじめ防止等の対策のための組織の構成員のうち、学校の教職員のみで行う「生徒指導委員会（いじめ防止を含む）」は学期に１回は、開催すること。

※ 学校外の関係者を含めた「〇〇小（中）いじめ防止委員会」は、学期に１回開催すること。＜チェック欄は、Ａ・Ｂ・Ｃを記入（Ａが上位）＞